

平成31年度予算編成方針

1. はじめに

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（骨太の方針）の中で「日本経済は大きく改善しており、名目GDPと実質GDPがともに過去最大規模に拡大、景気回復は、緩やかではあるが長期間にわたって継続しており、今回の回復の長さは戦後2番目となっている可能性が高い」としながら、「当面の経済財政運営は少子高齢化という最大の壁に立ち向かい、持続的な経済成長を実現していくため、人づくり革命及び生産性革命を実現・拡大し、潜在成長率の引上げを進めるとともに、成長と分配の経済の好循環の拡大を目指し、平成31年10月1日における消費税率の10%への引上げを確実に実現できる経済環境を整備するとともに、消費税率引上げによる需要変動の平準化に万全を期す」としている。

また、地方交付税については「平成34年度に国・地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化することや債務残高対GDP比の安定的な引下げを財政健全化目標とする中、人口減少・高齢化の下で、地方の安定的な行財政運営を確保しつつ、地方交付税制度をはじめとする地方行財政改革を進める」としていることから、今後の国の動向を注視していく必要がある。

当市に目を向けると、自主財源の柱となる市税において、固定資産税では下落率は縮小しているものの下げ止まらない地価や、市民税では生産年齢人口の減少等により、市税収入が減少していくことが見込まれ、道路、公園、橋梁、市営住宅などの長寿命化事業も継続的に行っていかねばならない中、病院事業会計の収支悪化、除雪経費の増嵩などの不安要素も重なり、今年度作成した「留萌市中期財政計画」（以下「中期財政計画」という。）ローリング版における財政見通しでは、昨年度作成した財政見通しに比べ収支不足が増大し、平成31年度から平成35年度までの5年間で7億円を超える赤字が見込まれるなど、今後においても厳しい財政運営が予想されている。

このような厳しい状況の中、収支不足の圧縮のため一般行政経費をはじめとした全ての事業、施策について検証及び見直しすることや新たな財源の確保に向けた取り組みが必須であり、平成31年度当初予算はそのことを踏まえた上で中期財政計画に基づく5つの財政規律等を考慮しつつ、健全かつ持続可能な財政運営を基本とした予算編成に取り組むこととする。

2. 具体的な予算編成について

■ 基本的事項

- ・ 前述のとおり、中期財政計画に係る平成31年度から平成35年度までの財政見通しにおいて、合計7億円を超える収支不足が見込まれていることから、平成31年度の予算編成については、自主財源の柱となる市税等についてもさらなる収納強化を図るとともに、一般行政経費をはじめとした全ての事業・施策について改めて検証及び見直しを実施し、これまで各部長裁量により事業費等を調整してきた枠配分方式を一度取り止め財務課及び政策調整課において査定等を実施しながら、収支不足の圧縮に向けて全力で財源の確保に取り組むこと。
- ・ 職員一人ひとりが前例に捉われることなく、一層の柔軟な発想と創意工夫により下記重点政策に則した事業の実施に向け、積極的に予算編成に取り組むこと。
- ・ 前年度当初予算だけに捉われることなく、平成29年度決算及び現年度予算の執行状況に基づく分析・検証を行い、事業の評価や実績を踏まえ適正な予算額の計上に努めること。
- ・ 既存事業、新規事業を問わず、事業の目的を達成するための最善の方法は何か、最少の経費で最大の効果を生む方法であるかを十分検討すること。
- ・ 事務事業評価をもとに、所期の目的が達成された事業、民間で対応可能な事業、事業開始から長年経過している事業、費用対効果の低い事業等については、廃止、再構築を前提に徹底した見直しを行うこと。
- ・ 市債発行額、投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費については、中期財政計画を基本とすること。
- ・ 予算編成については、年間の財源の見通しを得た上で行うこと。ただし、今後、財源の確保が困難となった場合や、経営の悪化など中期財政計画と大きな乖離が発生した場合、また、地方財政措置が大きく変更となった場合においては、予算の執行段階において一部の経費について執行を停止することがある。

■ 重点政策

平成31年度においては、第6次総合計画の4つの基本理念を踏まえたうえで、総合戦略における3本の柱についても考慮することとする。

【第6次総合計画の4つの基本理念】

- ① 安全・安心なまち
- ② 充実した教育と健康のまち
- ③ 活力あるまち
- ④ コンパクトなまち

【総合戦略における3本の柱】

- ① 魅力・やりがい留萌地域経済戦略
- ② 健康・賑わい留萌ブランド戦略
- ③ 出産・子育て留萌サポート戦略

■個別事項

歳入に関する事項

歳入の計上は、各科目を通じ過大な見積りをする事なく、適正な財源を計上すること。特に、国、道の施策や補助金の見直し等、財政措置の変更について十分注意すること。

平成29年度一般会計決算で市税及び市税外収入における収入未済額の合計は1億5,000万円を超えており、このことは市民の行政運営に対する強い不信感を招くものであることから、負担の公平という観点からも徹底した収納対策の強化を図り、全力で財源の確保に取り組むこと。

特に、非強制徴収公債権や私法上の債権については、債権管理条例に基づき支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行などを行うとともに、債務者の実情に応じ、履行延期の特約や徴収停止などの適切な措置を行い、漫然と時効まで滞納状況を放置することのないようにすること。

・ 市税

制度改正、地域経済の情勢等を見極め、税負担の公平を期するための課税客体の的確な捕捉を行い、過大、過少にならないよう的確に見積もること。

また、徴収にあたっては、景気回復の実感が乏しく厳しい地域経済の状況ではあるが、公平性の観点からも収納率の向上に努めるとともに、さまざまな収納対策を講じ、全力で財源の確保に取り組むこと。

・ 地方交付税、地方譲与税、その他交付金

国の予算や地方財政計画などの情報を分析し、的確な予算を見積もること。

・ 分担金及び負担金、使用料及び手数料

住民負担の公平と受益者負担の原則から、行政サービスコストを再認識し、現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。

また、収納率が悪化しているものについては、数値目標を立て、達成に向け強制執行等も含め、全力で財源の確保に取り組むこと。

各種受益者負担金は、一般行政経費等の特定財源であり、その歳出予算の執行にあたっては、予算で計上した受益者負担金が全額収納されることが前提であることに留意すること。

・ 国、道支出金

制度改正に十分留意するとともに、既存制度や新制度の積極的な活用について検討し、特定財源の確保に努めるとともに、的確に予算を見積もること。

・ 財産収入

財産の現況を把握し、財産区分の適正化を図るとともに、遊休財産や貸付財産については、計画的に処分すること。また、財産の貸付けにあたっては適正な対価を徴すると

ともに、料金の見直しが必要と判断したものはその実施に向け取り進めながら、収納率の向上を図ること。

・ 寄附金

留萌市応援寄附金については、魅力的な特産品等のPRの推進を図り、交流人口や販路の拡大により地域経済への波及効果を促しながら、積極的に収入の増加を図ること。

・ 繰入金

毎年度同様の基金運用にとらわれず、各種基金を原資に、基金の目的や市民善意（寄附）の意思に沿った活用を検討すること。

・ 諸収入

受益者負担的な原則に立つものは現行料金が合理的で適正なものとなっているかどうか絶えず分析し、料金の見直しが必要と判断したものは、その実施に向け取り進めること。また、恒常的に雑収入として収納しているものについては、新たに予算科目を設定（決算書に準じる。）し、予算を見積もること。

滞納となっている料金等については、債権管理条例に基づく支払の督促や裁判上の手続きによる強制執行なども含め、適切な債権管理に努めること。

また、広報誌や封筒、新たな媒体を活用した広告料収入など、歳出予算を確保するための新たな財源も常に検討すること。

・ 市債

投資事業の財源とする市債の年度内発行額については10億円以内を目安とし、各事業債の充当率は、本来充当率とするほか、過疎対策事業債（ソフト分）についても1億円を目安として財源とすること。

歳出に関する事項

経費を6分類として予算編成するので留意すること。

また、各施策の検討に当たっては、事務事業評価結果を踏まえ、選択と集中により効率的な予算計上に努め、予算流用や不用額が生じないよう的確に見積もること。

分 類	内 容
義 務 的 経 費	職員給与費、嘱託職員報酬等、扶助費、公債費
一 般 行 政 経 費	義務的経費、投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費、繰出金等以外の全ての経費 (委員等報酬・一般施策経費・事務的経費・協議会等負担金・施設等維持管理費・車両等維持管理費・その他に分類)
投 資 的 経 費	資本形成を目的とした支出（百万円以上の備品購入費、補助金、債務負担行為によるものも含む。）
補助金・助成金等	個人や団体等に交付する現金的給付
臨 時 的 政 策 経 費	単年度若しくは期限が設定されている事務事業に要する経費
繰 出 金 等	特別会計繰出金、一部事務組合負担金等

① 義務的経費

・ 職員給与費

現行の定員適正化計画に沿った職員数及び、国家公務員の給与改定に準じて見積ること。

時間外勤務手当においては、年間の事務事業処理計画を立て、業務効率の向上や臨時職員及び民間委託等の外部能力の活用などにより縮減に努め、本俸の7%相当額の予算計上とする。

・ 嘱託職員報酬等

正職員と嘱託職員の定数的管理を明らかにするとともに、人数は前年度以内を原則とし、また、業務内容に則した人員配置等について、総務課と協議すること。

なお、平成32年度に予定されている会計年度任用職員制度の導入を考慮した配置とすること。

・ 扶助費

国や道の制度改正に十分留意するとともに、対象者や扶助額について徹底した精査を行い、漫然と予算の肥大化を招かぬよう的確に見積もること。

・ 公債費

長期金利の動向に留意し、的確に見積もること。

一時借入金については、基金残高、金利の上昇等を考慮し、的確に見積もること。

② 一般行政経費

枠配分方式を一度取り止め財務課及び政策調整課において査定等を実施するが、平成29年度の不用額等の状況や、現年度予算の執行状況を反映させることとし、また、各施設の管理については現在の管理方法が最良であるか見直しを実施するとともに、施設等の修繕については一時に多大な費用を要することがないように計画的に行うなど必要最小限の予算計上とすること。

③ 投資的経費、補助金・助成金等、臨時的政策経費

上記3分類については、事務事業評価により優先順位、実施の可否や事業年度、事業費を決定しながら、第6次総合計画に基づき事業展開すること。

投資的経費については、中期財政計画の財政規律（基準）に基づく市債の発行額10億円以内を目安とした事業予算規模とすること。

補助金・助成金等については、「補助金等に関する見直しガイドライン」に基づき、ゼロベースから所管としての必要性や見直し策及び積算根拠を明確にした要求とすること。

臨時的政策経費については、事務事業評価により重点政策に沿った事業を優先し実施すること。

上記3分類に充当する一般財源の総額について、平成30年10月作成の財政見通しでは2億円を目安としたところだが、収支不足の圧縮を図るため実施する事業の見直しを最大限反映することとし、過疎対策事業債（ソフト分）や留萌市応援基金についても財源と

して事業展開できることとする（予備費を除く。）が、今後示される地方財政計画の内容により変更することがある。

④ 繰出金等

特別会計繰出金及び一部事務組合負担金に係る一般行政経費に見合う経費についても改めて検証及び見直しを実施し見積もること。

なお、一部事務組合において新規の負担が発生する場合は、特に、その事務事業の実施方法について、初期投資等だけで判断するのではなく、運営及び維持管理におけるコスト等についても十分に精査し、最善の実施方法によりの的確に見積もること。

特別会計及び企業会計に関する事項

特別会計においても「独立採算」の基本原則のもと、収支の改善及び安定化を図り、一般会計からの繰入の縮小に最大限努めること。

中でも病院事業会計においては、平成28年度決算と比較して、平成29年度決算で資金不足が約2億7,100万円拡大したことから、「新 留萌市立病院改革プラン」（以下「新 病院改革プラン」という。）を確実に実行し資金不足の圧縮に全力で取り組むこと。

また、各会計職員の平成31年4月1日予算定員については、定員適正化計画及び新病院改革プランに沿った人員配置を基本とし、必ず総務課と協議すること。

なお、サービスの拡大、政策的な事業の新設などにより、収支不足が拡大することのないよう十分検討するとともに、安易に一般会計に財源補てん目的の繰出しを求めることのないよう、各会計が収支の状況を十分に認識すること。

公営企業については、資金不足の新たな発生や拡大がないよう経営の健全化に全力で取り組むこと。

3. おわりに

中期財政計画に基づく財政見通しにおいて、平成31年度から平成35年度までの5年間で7億円を超える収支不足が見込まれていることから、再び財政の危機的状況に後戻りすることがないように、一般行政経費をはじめとした全ての事業・施策の見直しを実施し全力で財源確保に取り組むこととする。

また、国や道の動向、他自治体の先進的な取り組みなど多角的な情報収集に努めるとともに、市民の声に耳を傾け、柔軟な発想と創意工夫により行政の執行に取り組みながら、今後増えていく財政健全化を経験していない職員に対しても、過去に実施したサービスの見直しや給与削減などの経験を確実に伝達することで認識の共有を図り、健全で持続可能な財政運営をすすめることを目標に、職員一人ひとりの取り組みに改めて強く期待する。